

これまでの経緯

平成15年7月 美しい国づくり政策大綱公布

15の具体的施策の中に「公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立」位置づけ

平成16年6月 景観法成立

国会附帯決議に「景観アセスメントシステムの早期確立」言及



平成16年6月 「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」通知



- ◆ 平成16年度～18年度に全国44直轄事業を対象に試行
- ◆ 平成18年度末に各局の景観ガイドラインが出揃う

3箇年の試行結果における成果ならびに各局の景観ガイドライン出揃いを踏まえた本格運用のために「基本方針(案)」の見直しが必要



平成19年3月 「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」通知

適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定める



- ◆ 平成19年4月から本格運用

平成21年4月 関係法令施行等に伴う改定

- 1) 重点検討事業の対象区域に「歴史まちづくり法」に基づく認定歴史的風致維持向上計画の「重点区域」を追加
- 2) 事後評価に対する事前の方針検討を追加
- 3) 「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.6)」の廃止、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20.4)」の策定に伴う改定